

指定居宅介護支援重要事項説明書(令和8年1月26日現在)

1. 事業者

- (1)法人名 社会福祉法人 暁興会
- (2)法人所在地 熊本県天草市有明町須子 1964 番地
- (3)電話番号 0969-53-0477
- (4)代表者氏名 理事長 永木 達也
- (5)設立年月 昭和55年12月8日

2. 事業所の概要

- (1)事業所の種類 指定居宅介護支援事業
- (2)事業所の名称 居宅介護支援事業所 麗洋苑
- (3)事業所番号 4373200379
- (4)事業所の所在地 熊本県天草市有明町須子 1964 番地
- (5)電話番号 0969-53-0633
- (6)事業所長(管理者)氏名 牧崎 亜矢子

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1)通常の事業の実施地域 天草市有明町内
- (2)営業日及び営業時間

|      |                 |
|------|-----------------|
| 営業日  | 平日・祝日(土・日休み)    |
| 受付時間 | 午前7時45分～午後5時15分 |

※担当介護支援専門員が休日の場合は携帯電話にて連絡を取り対応致します。

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職種                   | 非常勤 | 常勤兼務 |
|----------------------|-----|------|
| 1. 事業所長(管理者兼介護支援専門員) |     | 1    |
| 2. 介護支援専門員           |     |      |

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されます

ので、ご契約者の利用料負担はありません。

## (1) サービスの内容と利用料金

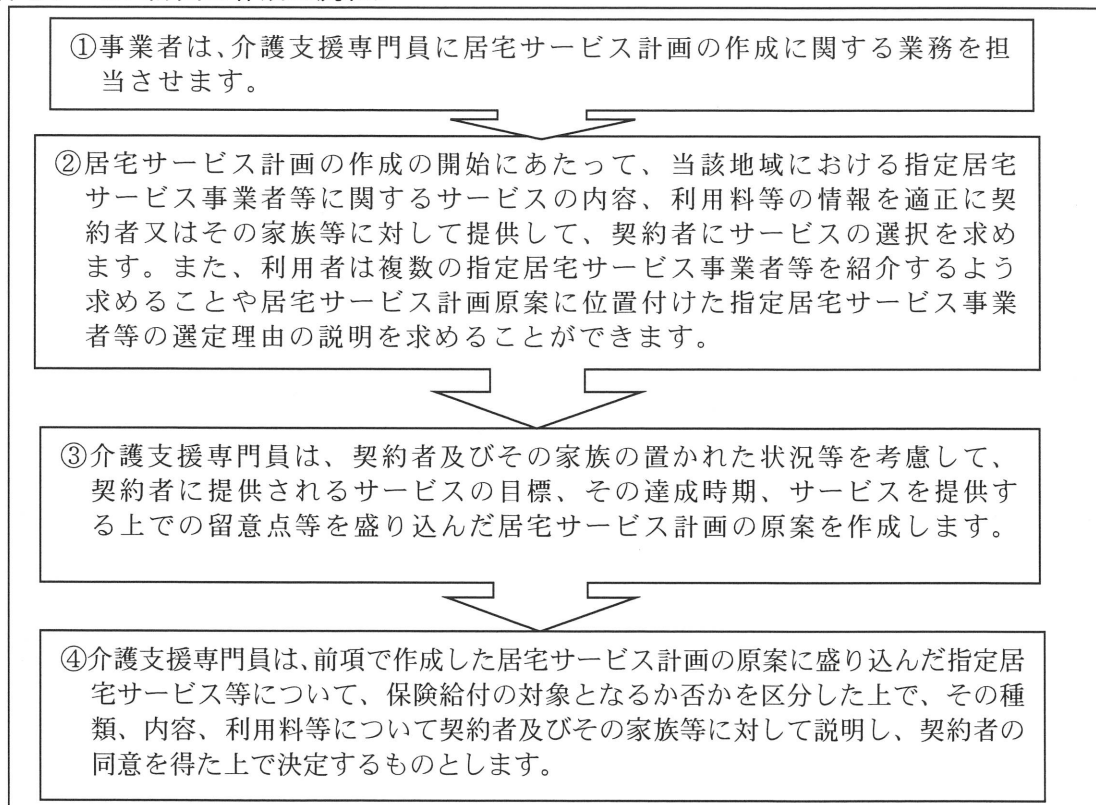
### < サービスの内容 >

#### ① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

・当事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

### < 居宅サービス計画の作成の流れ >



#### ② 当事業所のサービス提供状況

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具の利用状況は別紙の通りです。

#### ③ 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との

連絡調整を行います。

・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

### ③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

### ④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

#### <サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

| 要介護 1・2 | 要介護 3・4・5 |
|---------|-----------|
| 10,860円 | 14,110円   |

### (2)交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1)サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

### (2)介護支援専門員の交替(契約書第7条参照)

#### ①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不  
適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援  
専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指  
名はできません。

7. 苦情の受付について(契約書第 17 条参照)

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

(職名)管理者兼介護支援専門員 (氏名)牧崎 亜矢子

○受付時間 午前7時45分～午後5時15分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

|                       |                                        |
|-----------------------|----------------------------------------|
| 天草市役所 健康福祉部<br>高齢者支援課 | 所 在 地 天草市東浜町8番1号<br>電話番号 0969-23-1111  |
| 熊本県国民健康保険団体<br>連合会    | 所 在 地 熊本市健軍2-4-10<br>電話番号 096-365-0329 |
| 熊本県社会福祉協議会            | 所 在 地 熊本市南千反畑町3-7<br>電話番号 096-324-5454 |

○第三者委員

監事・浦田重憲 0969-54-0303 評議員・脇山美津枝 080-5243-1727 評議員・盛田千代  
子 080-6436-0771

説明日:令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。  
た。

居宅介護支援事業所 麗洋苑

説明者職名 介護支援専門員 氏名 牧崎亜矢子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提  
供開始に同意しました。

契約者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

<重要事項説明書附属文書>

1. サービス提供における事業者の義務(契約書第 10 条、第 11 条参照)

当事業所ではご契約者に対してサービスの提供するにあたって次のことを守ります。

- ① ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から 5 年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合にはご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得たご契約者及びその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)

2. 損害賠償について(契約書第 12 条参照)

事業者の責任によりご契約者に生じた損失については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当認められる場合に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までにご契約者から契約終了の申し出がない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。(契約書第 2 条参照)

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第 13 条参照)

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第 14 条、第 15 条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 2 日前(※最大 7 日)までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画書に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重要な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第 16 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させて頂くことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

#### 4. その他事項について

当事業所は、ご契約者の人権の擁護、虐待防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

当事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を拝啓とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就労環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

当事業所は、常に衛生環境に配慮し、必要な設備、備品等の確保に努めます。また、当事業所に感染対策委員会を設置し、感染症に対する指針を整備するとともに、感染対策並びに発生時の迅速な対応ができる体制づくりに努めます。

当事業所は、感染症や非常災害の発生時に備え、事業の継続及び休止時の早期再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、発生時は当該業務継続計画に従い対応を行います。また、業務継続計画は職員間での共有を図るとともに、必要な研修・訓練を行いながら見直しを行い、実用性のある計画となるよう、その作成に努めます。